

令和4年1月21日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車、自転車、ヘッドライヤーに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
（うち石油ストーブ（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 9件  
（うち電動アシスト自転車3件、ヘッドライヤー1件、自転車1件、  
電子レンジ2件、照明器具1件、リチウム電池内蔵充電器1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 11件  
（うち自転車2件、電気ポンプ1件、階段移動用リフト1件、  
電気冷蔵庫1件、照明器具（シーリングファン付）1件、  
凍結防止用ヒーター（水道用）1件、電気足温器1件、電気洗濯機1件、  
延長コード1件、オーブントースター1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900316、A201900443、A201900463、A201900695、A201901078、A202000032、A202000066を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車及び自転車について（管理番号：A201900316、A201900443、A201901078）

#### ①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した電動アシスト自転車及び自転車で走行中、転倒し、負傷する事故が発生しました。

調査の結果、当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックしたものと推定されます。

なお、取扱説明書には、「インジケーターが青であること。」、「かんぬきが完全に戻っていることを確認する。」旨、記載されており、使用者がハンドルロックの開錠を確認せずに走行したことも事故発生に影響したものと考えられます。

#### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）  
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_033/assets/caution\\_033\\_200624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf)

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	<a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a> 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	<a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a> 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：21.2%（2021年12月1日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中及び管理番号：A201900316、A201900443、A201901078を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2021年度	21	重傷	2015年度	0	—
2020年度	40	重傷	2014年度	0	—
2019年度	57	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	2	重傷	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	0	—

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。  
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。  
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月～2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



### <車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

#### ○ブリヂストンサイクルブランドの場合



#### ○ヤマハ発動機ブランドの場合



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

##### 【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：10時～18時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

(2) 株式会社心一が輸入したヘアドライヤーについて (管理番号 : A201900463)

①事象について

株式会社心一 (法人番号 : 4040001089348) が輸入したヘアドライヤーを焼損する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品は、スイッチの可動切片の1つが変形していたため、ファンモーターの接点が接触せず、モーターが回転しなかったことにより、ヒーターが異常発熱して周囲の樹脂が過熱したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品 (下記③) について、事故の再発防止を図るため、2020年 (令和2年) 7月14日にウェブサイト情報を掲載し、対象製品について製品回収及び返金を実施しています。

③対象製品 : 型番、JANコード、製造期間、対象台数

型番	JANコード	製造期間	対象台数
SM-D5250	8414799566883	2019年7月～ 2019年8月	853

2020年 (令和2年) 7月14日からリコール (回収・返金) を実施  
回収率 98.5% (2021年12月14日時点)

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2019年度以降の事故 (消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの) は、本件のみです。

<対象製品の外観>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う製品回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社心一

電話番号：050(6880)3436

受付時間：10時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://dovserafim.com/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、門田

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805



1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100776	令和4年1月2日	令和4年1月17日	石油ストーブ(開放式)	LC-S32H	株式会社トヨミ	火災 重傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900316	平成29年7月25日	令和元年7月29日	電動アシスト自転車	A6L60	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、頭部を負傷した。調査の結果、当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックしたものと推定される。 なお、取扱説明書には、「インジケータが青であること。」「かんぬきが完全に戻っていることを確認する。」旨、記載されており、使用者がかんぬきが完全に戻っていることを確認せずに走行したことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	令和元年8月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 21.2%
A201900443	平成31年1月9日	令和元年9月4日	電動アシスト自転車	A6L39	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で上り坂を走行中、ハンドルがロックし、転倒、右肩を負傷した。調査の結果、当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックしたものと推定される。 なお、取扱説明書には、「インジケータが青であること。」「かんぬきが完全に戻っていることを確認する。」旨、記載されており、使用者がかんぬきが完全に戻っていることを確認せずに走行したことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	令和元年9月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 21.2%



2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900463	令和元年8月7日	令和元年9月9日	ヘアドライヤー	SM-D5250	株式会社心一 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、スイッチの可動切片の1つが変形していたため、ファンモーターの接点が接触せず、モーターが回転しなかったことにより、ヒーターが異常発熱して周囲の樹脂が過熱したものと考えられる。	兵庫県	令和元年9月13日に ガス機器・石油機器 以外の製品に関する 事故であって、製品 起因か否かが特定 できていない事故 として公表していた もの 令和2年7月14日か らリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率: 98.5%
A201900695	令和元年10月1日	令和元年10月25日	電動アシスト自転車	PZ26	ヤマハ発動機株式会 社	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。 調査の結果、当該製品は、メインパイプとブラケットの溶接部にビッカース硬度が非溶接部よりも低い箇所が認められ、当該箇所を起点とする破断事故が多発していることから、製造時の溶接のばらつき等の影響で溶接部に強度不足が生じたものと推定される。	京都府	令和元年10月29日 にガス機器・石油機 器以外の製品に関 する事故であって、 製品起因か否かが 特定できていない事 故として公表してい たもの
A201901078	平成31年4月18日	令和2年1月28日	自転車	RA7LTP	ブリヂストンサイクル 株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 調査の結果、当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックしたものと推定される。 なお、取扱説明書には、「インジケーターが青であること。」「かんぬきが完全に戻っていることを確認する。」旨、記載されており、使用者がかんぬきが完全に戻っていることを確認せずに走行したことも事故発生に影響したものと考えられる。	兵庫県	令和2年1月31日に ガス機器・石油機器 以外の製品に関す る事故であって、製 品起因か否かが特 定できていない事故 として公表していた もの 令和元年6月24日 からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率: 21.2%
A202000032	令和2年3月25日	令和2年4月10日	電子レンジ	AR-G18H	株式会社電響社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、回転式タイマーつまみが容易に回転し加熱を開始する構造であり、かつドアを閉めて3秒経過しなければ加熱モードに入っているか目視等で確認できない構造であったため、使用者が意図せずタイマーつまみに触れ、その場を離れた後に加熱が開始され空だき運転となり、庫内中央の樹脂製回転軸が溶融固着し、ターンテーブル用樹脂製回転ローラーにマイクロ波が集中して焼損したものと推定される。	兵庫県	令和2年4月14日に ガス機器・石油機器 以外の製品に関す る事故であって、製 品起因か否かが特 定できていない事故 として公表していた もの

## 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A20200066	令和2年1月31日	令和2年4月22日	電子レンジ	AR-G18H	株式会社電響社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、回転式タイマーつまみが容易に回転し加熱を開始する構造であり、かつドアを閉めて3秒経過しなければ加熱モードに入っているか目視等で確認できない構造であったため、使用者が意図せずタイマーつまみに触れ、その場を離れた後に加熱が開始され空だき運転となり、庫内中央の樹脂製回転軸が溶融固着し、ターンテーブル用樹脂製回転ローラーにマイクロ波が集中して焼損したものと推定される。	兵庫県	令和2年4月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100785	令和3年11月26日	令和4年1月18日	照明器具	FM4021GL	オーヤマ照明株式会社 (現 オーデリック株式会社)	火災	作業場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から35年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年1月13日
A202100788	令和4年1月8日	令和4年1月19日	リチウム電池内蔵充電器	SFT-01	株式会社トップランド (輸入事業者)	火災	当該製品で携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品及び周辺を溶損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100777	令和3年12月 ※不明	令和4年1月17日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪が外れ、転倒し、顔を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年1月7日
A202100778	令和3年12月18日	令和4年1月17日	電気ポンプ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年12月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202100779	令和4年1月4日	令和4年1月17日	階段移動用リフト	重傷1名	車両内で当該製品を使用中、座面が脱落し、搭乗者(70歳代)が転倒、胸を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	香川県	
A202100780	令和3年12月29日	令和4年1月17日	電気冷蔵庫	火災	倉庫を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和4年1月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100781	令和3年8月27日	令和4年1月18日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年1月7日
A202100782	令和3年12月31日	令和4年1月18日	照明器具(シーリングファン付)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A202100783	令和3年12月26日	令和4年1月18日	凍結防止用ヒーター(水道用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	製造から20年以上経過した製品
A202100784	令和3年1月27日	令和4年1月18日	電気足温器	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和3年2月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月27日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100786	令和4年1月7日	令和4年1月19日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和4年1月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100787	令和3年12月2日	令和4年1月19日	延長コード	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和3年12月21日に公表したエアコンに関する事故(A202100713)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年1月17日
A202100789	令和4年1月10日	令和4年1月19日	オーブントースター	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から30年以上経過した製品

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電動アシスト自転車（管理番号：A201900695）



電子レンジ（管理番号：A202000032、A202000066）

